

令和5年12月18日

東京都後期高齢者医療広域連合
広域連合長 吉住 健一 様

東京都後期高齢者医療広域連合運営会議
会 長 鳥 羽 研 二

令和6・7年度保険料率の改定に係る考え方について（提言）

令和5年9月28日に貴職から依頼された令和6・7年度保険料率の改定に係る考え方についての提言に関し、本運営会議において、審議を行った結果、別紙のとおり結論を得たので、提言します。

【提言】令和6・7年度保険料率の改定に係る考え方について

1 提言に当たって

我が国は、本格的な少子高齢化、人口減少時代を迎えており、令和7年には団塊の世代のすべての方が75歳に達するなど、後期高齢者医療保険の被保険者数は、当面増加傾向にある。

また、先進医療や平均寿命の延伸などによる一人当たりの医療給付費の増加や、医療保険制度改革による現役世代の負担上昇を抑制するため、後期高齢者医療制度における高齢者の保険料負担割合が見直されることなどにより、保険料も増加の一途を辿っている。

こうしたことから、令和6・7年度の保険料率を適切に算定するにあたり、東京都後期高齢者医療広域連合においては、被保険者の置かれている状況にも十分に配慮することを要望する。また、現在策定を進めている第4期高齢者保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく高齢者保健事業及び医療費適正化事業を推進することで、フレイル予防・健康寿命の延伸や限られた医療資源に配慮した医療費及び療養費の適正化に努め、将来的な保険料率の上昇の抑制に資するよう併せて要望する。

2 令和6・7年度保険料率の改定及び今後に向けて

令和5年11月に示された令和6・7年度の保険料率の算定案は、一人当たりの医療給付費の増加や医療保険制度改革の影響を加味すると、概ね適正であると認められるが、後期高齢者医療制度の運営主体として、令和5年末から令和6年の年始にかけて予定されている保険料率最終案の算定を適切に行うこと。

なお、特別対策や所得割額軽減の存廃については、令和8・9年度の保険料率改定に反映できるよう、東京都後期高齢者医療広域連合保険料算定・特別対策検討会議において検討を行い、本運営会議に報告されたい。

また、今後も医療費の増加や制度改正の影響等により、更なる賦課限度額の上昇や保険料の引き上げが続くことが危惧される。保険料率の算定は国の制度設計に沿って行われていることは理解しているが、東京都後期高齢者医療広域連合においても適切な保険料負担の在り方を考究するよう努めること。